

夕つゝ空にみえて

磯ちかくあそふ鷗

たのしけにうたひかはす

なつかし海のあなた

あなたにそ我背います

見る／＼あたりくらく うたひつる鷗去りぬ  
歸りくる白帆見えず なつかし海のあなた

あなたにそ我背います

旗とりの遊び

小林つねを

ここかしこ

勇ましく

すまひある

白ろきむらさき

うすあかき

帽子のいろも

あはれつはもの

なつかし

## 婚姻の要件

(承前)

谷川清

### 第五、当事者の品等

諸國の法律制度中人種とか身分とか階級等に依つて婚姻に制限を設くることは往々ありまして近世まで其跡を遣したるものも御ります、現に我日本帝國の如きは維新の際までは士民の區別が嚴重でありましたのみならず、尙ほ他に穢多とか非人とか稱する者がありまして相互間自由に婚姻することが出来ませんでした、其後是等の者と婚姻を爲し得る様になりましたは實に明治四年八月の事で「華族より平民に至るまで互に婚姻被差許候條雙方願に及はず其時々戸長へ届出べき事」との布告を發布せられました時に在るので御ります又外國人と婚姻を爲し得る様になりましたは明治